高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

昭和38年10月1日 高知県条例第25号

題名改正〔平成25年県条例71号〕

(目的)

- **第1条** この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民等(県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者をいう。以下同じ。) の平穏な生活を保持することを目的とする。
 - 一部改正〔平成25年県条例71号〕

(暴力的不良行為等の排除)

- **第2条** 全て県民等は、平穏で健康な生活環境を保持するため、不断の努力及び相互の協力によって、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等をなくするよう努めなければならない。
 - 一部改正〔平成25年県条例71号〕

(粗暴行為の禁止)

- 第3条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場その他公衆が出入りすることができる場所(以下「公共の場所」という。)又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、言い掛かりを付け、すごむ等の不安を覚えさせるような言動をしてはならない。
- 2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がなく、刃物、鉄棒、木刀その他人の身体に危害を加えるために使用することができるような物を、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対して不安を覚えさせるような方法で携帯してはならない。
- 3 何人も、祭礼又は興行その他の娯楽的催物に際し、多数の人が集まっている 公共の場所において、正当な理由がなく、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂 させる等により、公共の場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為 をしてはならない。
 - 一部改正〔平成25年県条例71号〕

(卑わいな行為の禁止)

- **第4条** 何人も、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、みだりに、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法により、衣服その他の身に付ける物(以下この項において「衣服等」という。)

- の上から又は直接に人の身体に触れること。
- (2) 人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法により、衣服等で覆われている人の下着又は身体(以下「下着等」という。) をのぞき見し、又は撮影すること。
- (3) 写真機等を使用して衣服等を透かして見る方法により、衣服等で覆われている人の下着等の映像を見、又は撮影すること。
- (4) 前2号の行為をする目的で、写真機等を向け、又は設置すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所にいる人又はタクシー、貸切バスその他の特定かつ多数の者が利用するような乗物に乗っている人に対し、みだりに、前項第2号から第4号までに掲げる行為をしてはならない。
- 3 何人も、住居、浴場、便所、更衣室その他の人が通常衣服の全部又は一部を 着けない状態でいるような場所(次項に規定する場所を除く。)にいる人に対 し、みだりに、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態をのぞき見し、又は撮影すること。
 - (2) 前号の行為をする目的で、写真機等を向け、又は設置すること。
- 4 何人も、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の 公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場所にいる人に対し、み だりに、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 姿態をのぞき見し、又は撮影すること。
 - (2) 前号の行為をする目的で、写真機等を向け、又は設置すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。 全部改正〔平成25年県条例71号〕、一部改正〔令和3年県条例21号〕 (不当な金品の要求行為の禁止)
- **第5条** 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、進路に立ちふさがり、つきまとい、言い掛かりを付ける等不安又は迷惑を覚えさせるような方法により、金品を要求してはならない。

追加〔平成25年県条例71号〕

(入場券等の不当な売買行為の禁止)

第6条 何人も、入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用することができる 権利を証する物又は乗車券、急行券、指定券、寝台券その他公共の乗物を利用 することができる権利を証する物(以下この条において「入場券等」という。) を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交 付するため、入場券等を、公衆に発売する場所において買い、又は公衆の列に 加わって買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に売り、又は進路に立ちふさがり、若しくはつきまとって売ろうとしてはならない。

旧5条を一部改正し繰下〔平成25年県条例71号〕

(座席等の不当な占拠及び供与行為等の禁止)

- **第7条** 何人も、財産上の利益を得る目的をもって、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に便益を供与するため、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 公衆が利用することができる座席又は駐車若しくは停車の場所(以下この条において「座席等」という。)を占めること。
 - (2) 座席等を占めるための列の順位を占めること。
 - (3) 占めた座席等又は座席等を占めるための列の順位を譲り、又は人を勧誘して譲ろうとすること。
- 2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、入場者又は乗客に対してすご み、暴力的性行をほのめかす等により、威力を示して多数の座席等を占め、又 はその占めている座席等を譲ることを拒んではならない。

旧6条を一部改正し繰下〔平成25年県条例71号〕

(不当な客引き行為等の禁止)

- **第8条** 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 次に掲げる行為について、客引き(ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。)をすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
 - イ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - ウ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出 す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供
 - エ 午後10時から翌日の午前6時までの間における専ら人の身体に接触して 行う役務又はこれを仮装したものの提供
 - (2) 前号ア又はイに掲げる行為(同号イに掲げる行為にあっては、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着等に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレッ

トその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

- (3) 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。
- (4) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)
 - イ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなす行為
- (5) 第1号、第3号及び前号に掲げるもののほか、人の身体若しくは衣服を捕らえ、又は所持品を取り上げる等により、執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違 反する行為をさせてはならない。
- 3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、第1項第1号イから工までに掲げる行為(同号イに掲げる行為にあっては、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着等に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して、客又は利用者となるよう誘引してはならない。
- 4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると認められる者に対し、 当該誘引を行うことをやめるべきことその他の当該違反を是正するため必要な 措置を講ずるよう命ずることができる。

旧7条を一部改正し繰下〔平成25年県条例71号〕

(街頭等における景品買い行為の禁止)

- 第9条 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号の営業(まあじやん屋を除く。)に係る営業所をいう。以下この条において同じ。)又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとって、当該物品を買い、又は買おうとしてはならない。
 - 一部改正 [昭和59年県条例24号]、旧8条を一部改正し繰下 [平成25年県条例71号]、一部改正 [平成27年県条例79号]

(水面における危険行為の禁止)

第10条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がなく、物を投げ、小舟を動揺させ、原動機を用いて推進する舟艇を疾走させ、又は縫航させる等により、遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為を

してはならない。

旧9条を一部改正し繰下〔平成25年県条例71号〕

(嫌がらせ行為の禁止)

- 第11条 何人も、正当な理由がなく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であって、次の各号に掲げるいずれかのもの(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除く。)を反復して行ってはならない。
 - (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下この号において「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)を送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物 を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、 又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその 知り得る状態に置くこと。

追加〔平成25年県条例71号〕、一部改正〔平成29年県条例21号〕

(適用上の注意)

第12条 この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

追加〔平成25年県条例71号〕

(罰則)

第13条 第4条又は第11条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第4条又は第11条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金に処する。

追加〔平成25年県条例71号〕

- 第14条 第8条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
- 2 常習として、第8条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は100 万円以下の罰金に処する。

追加〔平成25年県条例71号〕

- 第15条 第3条又は第5条から第10条まで(第8条第2項から第4項までを除く。 次項において同じ。)の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又 は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として、第3条又は第5条から第10条までの規定のいずれかに違反した 者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成25年県条例71号〕

第16条 第8条第4項の規定に基づく警察官の命令に違反した者は、30万円以下 の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

追加〔平成25年県条例71号〕

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、第14条、第15条(第8条第1項又は第9条の規 定に違反したときに限る。)又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰す るほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

追加〔平成25年県条例71号〕

附則

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月24日高知県条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日高知県条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例 による。

附 則(平成25年10月18日高知県条例第71号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月28日高知県条例第79号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成29年3月24日高知県条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日高知県条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。